

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長告示第3号

平成24年8月2日執行の鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙において立候補の届出のあった候補者の総数が選挙すべき委員の数を超えないため、漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったので、漁業法第94条において準用する公職選挙法第100条第5項の規定により告示する。

平成24年7月25日

鳥取海区漁業調整委員会委員一般選挙選挙長 船 本 源 司